

Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267(32)3111

要介護認定1～5の認定を受けている 65歳以上の皆さまとご家族へ

障害者控除対象者認定を
ご存じですか。

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受け、基準に該当する方については税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除が受けられます。

控除を受けるには、申請の上「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

認定基準

状態により次のとおり2区分に分けられ、控除額が異なります。

【障害者】

・ 認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaもしくはは自立度A1、A2、B1の方

【特別障害者】

・ 認知度Ⅲbより重度もしくは自立度B2り重度の方

※認知度及び自立度のランクは介護保険主治医意見書及

び認定調査票の双方を確認し、差異がある場合は要介護1～3を障害者、要介護4・5を特別障害者とする基準となります。

申請方法

① 昨年度までにすでに認定を受けている方

認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り毎年有効です。ただし、介護度の変更や心身の状況により区分が変更する場合は、再度障害者控除対象者認定書の交付申請が必要となります。

② まだ認定を受けていない方

障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。申請後「認定基準」に該当するか確認いたします。審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。申請・問い合わせ先
保健福祉課介護高齢係
(31)2512

献血にご協力を！

— 全血献血 —

献血は一人ひとりの善意によって支えられています。

日時 11月21日(月)

午前9時30分
～11時30分

場所 保健センター

(駅北側駐車場)

長野県の献血者数は年々減少しており、特に、若い方の献血者が減少しています。輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは人工的に造ることができません。病気の予防のため、皆さんの献血が必要です。ご協力をお願いします。

※医療機関からの要請は97%以上が400mlとなつているため、今回は400ml献血(体重50kg以上)のみとさせていただきます。

「みよたメール配信サービス」

登録2次元コード

詳しくは、「広報やまゆり1月号(12ページ)」をご覧ください。



せていただきます。

持ち物 「献血カード」

カードをお持ちでない方は運転免許証などご本人を証明できるものをご提示ください。

○ 献血にお越しの方は、駅北側駐車場をご利用ください。

無料をご利用いただけます。○ 献血にお出かけただけでも、当日の健康状態によっては献血いただけません。

お問い合わせ先
保健福祉課健康推進係
(32)2554



11月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

固定資産税 (4期分)

国民健康保険税 (6期分)

後期高齢者医療保険料 (5期分)

介護保険料 (5期分)

保育料 (11月分)

町営住宅使用料 (11月分)

上水道使用料 (11月分)
大口10月使用分

下水道使用料 (11月分)
大口10月使用分

納期限



臨時職員を募集します。

子どもたちの笑顔に囲まれながら楽しく仕事をしませんか。

代替職員も随時募集しています。

資格を生かしたい方、子どもが好きな方、ブランクのある方も大歓迎です。
申し込み・問い合わせ先

町民課(ごも係)

(32)3114

病児・病後児の保育について

病児病後児の保育とは、児童が病気の治療中または回復期にあり、集団生活が適当でなく、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない場合、専用の保育室で看護師などの専門スタッフがお預かりするサービスです。

実施施設

- ・病後児保育
- ・病児保育
- 佐久市岸野保育園
- 佐久市浅間総合病院

対象児童

町内に居住する1歳から小学校就学前までの児童で次の要件に当てはまる場合

- ・保育所などに入所中で病気の治療中又は回復期にあり、医療機関における入院治療は要しないが、集団保育を受けることができない児童
- ・保育所などは利用していないが、保護者の勤務の都合、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が困難で、病気の治療中又は回復期のため、一時保育が利用できない児童

利用可能な病状など

- ・熱の場合
- 登園時38度未満
- ・嘔吐・下痢など
- 激しい腹痛、頻繁の下痢・嘔吐ではなく、給食で対応できる場合
- ・眼科
- 伝染病ではない場合
- ・耳鼻科
- 診療情報提供書があれば利用できます
- ・外傷の場合
- 骨折・縫合が必要な怪我等であっても診療情報提供書があれば利用できます

感染症の場合

学校保健法に基づくもので、いずれも急性期を過ぎ、回復状態になった場合

※お子さんの状況によりお断り若しくは途中お迎えをお願いする場合があります

利用定員

各施設とも、原則1日4名

利用できる日時

月曜日から金曜日
午前8時～午後6時まで
ただし祝日・年末年始は除く

利用方法

①事前に登録が必要となりますので、町民課窓口に登録申請書を提出してください。

②実際に利用する時は予約が必要ですが、利用希望日に利用が可能な施設に確認してください。

③かかりつけ医の診察を受け、利用についての意見を聞き、「診療情報提供書」を記入してもらってください。

④予約した施設に申し込み、当日書類(申込書、診療情報提供書)を提出してください。

◆利用料金◆

区分	時間	3歳以上児	3歳未満児
保育料	AM8時～正午	450円	1,000円
	正午～PM4時	450円	1,000円
	PM4時～PM6時	150円/1時間	
給食費	日額400円(乳児用ミルク等を持参の場合は、この限りではありません。)		

問い合わせ先

町民課(ごも係)

(32)3114